

垂水区三師会と神戸市垂水区による災害時の医療活動に関する覚書

神戸市垂水区医師会（以下「甲」という。）及び神戸市垂水区歯科医師会（以下「乙」という。）並びに垂水区薬剤師会（以下「丙」という。）（以下、甲・乙・丙あわせて「垂水区三師会」という。）と、神戸市垂水区（以下「丁」という。）は災害時の医療救護活動（市民の生命及び身体の安全を保護しようとする活動をいう。以下同じ。）について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模災害その他これに類するものが生じ、垂水区内で救護を必要とする被災者が発生した場合において、垂水区三師会及び丁の円滑な連携体制を構築することを目的とする。

（協力要請）

第2条 垂水区内において医療救護活動を行う必要が生じた場合において、丁は災害救助法（昭和22年法律第118号）又は神戸市地域防災計画に基づき垂水区三師会に協力を要請することができる。

2 垂水区三師会は丁からの要請に基づき医療救護活動を行うに当たり、丁に必要な協力を求めることができる。

（事業者との協力）

第3条 丁は、必要に応じて、災害時の医療救護活動を円滑に実施するために必要な情報を事業者（当該医療救護活動の実施に関わる者に限る。）に対し共有し、医療救護活動や市民への生活支援等へ協力を求めるものとする。

（垂水区医療救護本部の設置）

第4条 丁は、第2条第1項に定める要請に基づき医療救護活動を行うに当たり、垂水区医療救護本部（以下において「医療救護本部」という。）を垂水区役所庁舎内に設置するものとする。

2 前項の場合において、丁は、垂水区役所庁舎内に設置が困難な場合においては、垂水区災害対策本部との連携の緊急性、必要性等その他これらに類する事態を勘案して、適切な場所に医療救護本部を設ける。

3 丁は、垂水区三師会が医療救護本部へ人員を派遣するにあたり必要な支援を行う。

（医療救護活動の人員の派遣及び業務）

第5条 垂水区三師会は、第2条第1項に定める丁からの要請を受けたときは、医療救護活動を行うための人員（次項において「救護班員」という。）を派遣する。

- 2 垂水区三師会が派遣する救護班員は、丁が避難所その他これに類するものに設置する救護所及び歯科救護所（以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を行う。
- 3 丁は、垂水区三師会が救護所等において医療救護活動を行うに当たり、その業務が適切に行えるよう必要とされる情報を事前に取り決めた共有方法により随時、相互に共有する。

（感染症発生時）

第6条 避難所又は救護所等で感染症が発生した場合、丁は感染症の拡大の防止、集団予防接種その他これらに類するものに関して垂水区三師会に協力を求めることができる。

（指揮命令等）

第7条 医療救護活動の全般的な指揮は、丁又は丁が指定するものが行う。

- 2 医療救護活動の指揮に関して、垂水区三師会は丁又は丁が指定するものに必要な情報提供を行うなどの支援を行う。
- 3 垂水区三師会の内部の連絡調整担当者は、各々が協議のうえ定め、その結果を丁に伝達する。

（災害救助法及び神戸市地域防災計画との関係）

第8条 垂水区三師会及び丁は本覚書に基づき医療救護活動を実施するに当たっては、災害救助法及び神戸市地域防災計画との整合を図るものとする。

（訓練・研修）

第9条 丁は、医療救護活動において垂水区三師会の協力が円滑に行われるよう、丁及び垂水区三師会が実施する防災訓練、研修会その他これらに類するものに相互に参加を要請することができる。

（細目の委任）

- 第10条 この覚書を実施するために必要な事項は、甲、乙、丙、丁が協議して定めるものとする。
- 2 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁が協議して定めるものとする。

（期間）

第11条 この覚書の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間が終了する1か月前までに、甲、乙、丙、丁から終了の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁が各々署名の上、各自1通を保存するものとする。

令和7年3月6日

甲 神戸市垂水区星陵台4丁目4-37
一般社団法人 神戸市垂水区医師会
会長

乙 神戸市垂水区星陵台4丁目4-37 垂水区医師会館101号
神戸市垂水区歯科医師会
会長

丙 神戸市垂水区星陵台4丁目4-37 垂水区医師会館102号
一般社団法人 垂水区薬剤師会
会長

丁 神戸市垂水区日向1丁目5-1
神戸市垂水区
垂水区長